

# 教育・保育給付認定申請書 兼 子育てのための施設等利用給付認定申請書の提出のお知らせ

## 1 認定申請について

### （１）教育・保育給付認定（教育標準時間認定）について（第１号）

子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）をご利用される場合は、教育・保育給付認定（教育標準時間認定）の申請が必要となります。

●区立幼稚園に通園する３歳児から５歳児（小学校就学前）までの子どもの利用料（保育料）は０円です。

●給食費・行事費などは、保護者の負担となります。ただし、年収 360 万円未満相当世帯（※１）の子どもと、すべての世帯の第３子以降（※２）の子どもについては、選択制の給食に係る費用のうち、副食費（おかず等）の費用が月額 4,900 円まで免除されます。対象者には後日、副食費徴収免除通知書を送付する予定です。

※１：当年度分の区市町村民税所得割額が 77,100 円以下の世帯が対象です（９月から３月までは当年度分の区市町村民税、４月から８月までは前年度分の区市町村民税で判定を行います）。

※２：小学校３年生までの子どもの数となります（小学校４年生以上は含みません）。

### （２）子育てのための施設等利用給付認定について（第２号）

３歳児から５歳児（小学校就学前）までの子どもで、「保育の必要性の認定」を受けた場合は、利用日数に応じて預かり保育の利用料が月額最大 1.13 万円まで無償となります。対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定（第２号）」の申請が必要となります。

※利用する幼稚園等の実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が８時間未満または、②年間開所日数 200 日未満のいずれかに該当する場合は認可外保育施設等（一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等を含む。）の利用も施設等利用給付の対象となります。

## 2 認定種別について

①３歳児から５歳児クラスに入園予定の方

⇒ **第１号認定**を申請

②「保育を必要とする事由」に該当し、預かり保育等を利用しているまたは利用予定の方

３歳児から５歳児クラスに通園・入園予定の方

⇒ **第１号認定及び第２号認定**を申請

※高島幼稚園に通園する場合、教育保育給付第１号認定は、全員申請し、認定を受ける必要があります。

## 3 保育を必要とする事由について（保護者のいずれもが以下に該当する必要があります。）

保育を必要とする事由とは、保育園を利用する場合と同等の要件です。保護者のいずれもが、次の事由に該当する必要があります。また事由ごとに認定有効期間が定められています。

| 保育を必要とする事由               | 認定有効期間              |
|--------------------------|---------------------|
| 就労（月 48 時間以上の労働を常態とする。）  | 就労している期間（最長就学前まで）   |
| 妊娠・出産                    | 出産予定月を中心に前後２か月の計５か月 |
| 求職中（起業準備を含む。）            | ３か月                 |
| 保護者の疾病・障がい、入院            | 治療に要する期間（最長就学前まで）   |
| 親族（申請子どもを除く。）の介護・看護      | 看護に要する期間（最長就学前まで）   |
| 就学（職業訓練を含む。）             | 在学期間内（最長就学前まで）      |
| 火災等災害の復旧                 | 各事由が生じている期間         |
| 虐待や DV のおそれがあること         | 保育を必要とする期間          |
| 育児休業取得時に既に幼稚園を利用していること   | 保育を必要とする期間          |
| その他、保育をすることができないと認められる場合 | 保育を必要とする期間          |

## 4 認定申請のながれ

- ①申請書の記入 記入例を参照のうえ、申請書に必要事項をご記入ください。
- ②添付書類の用意 認定種別・保育を必要とする事由に応じた添付書類をご用意ください。
- ③幼稚園への提出 利用開始日までに申請書と添付書類を幼稚園にご提出ください。
- ④認定通知書の交付 審査後、認定通知書を発行します。提示が必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

## 5 施設等利用費（幼児教育無償化に係る預かり保育料補助）

### （１）補助対象者及び補助額

**補助対象者**：幼児を区立幼稚園に通園させ、子育てのための施設等利用給付第2号認定を受けている方。

**補助額**：450円×利用日数で算定された金額が限度額です（月額の上限は11,300円）。

### （２）交付時期

施設等利用費は、次の時期に保護者の指定口座へお振り込みします。

〔前期分：4月から8月分まで〕11月下旬予定

〔後期分：9月から翌3月分まで〕翌5月下旬予定

### （３）申請期限

令和8年度の申請に係る**最終期限は令和9年3月12日（金）**となりますので、ご注意ください。

※年度末の入園・転入等のご事情により申請が遅れそうな場合は、お問い合わせください。

## 6 添付書類

### （１）保育の必要性の認定に必要な書類（第2号認定に該当する方）

| 保育を必要とする事由  |                 | 必要な書類                                                            |
|-------------|-----------------|------------------------------------------------------------------|
| 就労          | 勤務している方         | 就労証明書 ※該当する父母ともに必要です。板橋区HPに様式あり。自営業の方は、営業許可証、開業届等の自営業の根拠資料も必要です。 |
|             | 就職内定の方          | 就労証明書 ※該当する父母ともに必要です。                                            |
|             | 育児休業中の方         | 就労証明書<br>(産前・産後休暇期間、育児休業期間が記載されているもの)                            |
| 妊娠・出産       | 出産予定の方          | 母子健康手帳の写し(表紙と分娩予定日がわかるページ)                                       |
| 傷病          | 病気の方            | 診断書等(病名・病状と保育ができない状況を証明するもの)                                     |
| 障がい         | 心身に障がいがある方      | 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳等の写し                                     |
| 介護・看護       | 臥床者の方           | 診断書または要介護2以上(在宅介護のみ)の介護保険被保険者証の写し                                |
|             | 重度心身障がいの方       | 重度心身障害者手当受給者証、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2・3級、愛の手帳1・2・3度のいずれかの写し   |
|             | 通所・通院・入院の付き添いの方 | 領収書・通所証明書類・入院計画書等のいずれかの写し                                        |
| 学生の方        | 就学中の方           | 学生証(発行前の場合は在学証明書)                                                |
| 求職中         | 求職中の方           | 求職活動申告書 ※板橋区HPに様式あり。                                             |
| その他         |                 | 必要な書類                                                            |
| 父または母が外国籍の方 |                 | 在留カードの両面の写し                                                      |

## (2) ひとり親世帯等に該当する方

|   |                      |                                                                                         |
|---|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 要保護者の方               | 生活保護受給者証明書                                                                              |
| ② | 配偶者のない方で現に児童を扶養している方 | 戸籍謄本または児童扶養手当証書やマル親医療証の写し<br>離婚後1年以内の場合は離婚日が分かる書類（戸籍謄本、離婚届受理証明書の写し）、離婚調停中の場合は調停期日通知書の写し |

## (3) その他、世帯の状況に応じて必要となる書類

|   |                               |                                                                                 |
|---|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 世帯員の中に板橋区に住民票がない方がいる場合(単身赴任等) | ・マイナンバーの提供について<br>・保護者のマイナンバー確認書類・身元確認書類<br>※該当する方には用紙を送付しますので、下記問合せ先までご連絡ください。 |
| ② | 令和7年1月1日時点で住所が国外にあった方         | 勤務先発行の令和6年中(令和6年1月1日から12月31日まで)の国内外合わせた総収入を記載した所得証明書                            |
| ③ | 令和8年1月1日時点で住所が国外にあった方         | 勤務先発行の令和7年中(令和7年1月1日から12月31日まで)の国内外合わせた総収入を記載した所得証明書                            |

※①の書類は、申請書には添付せず、学務課幼稚園係宛てに持参または郵送してください。

※1月1日時点で板橋区に住民登録がないなどの理由があり、区で税の確認が取れない場合は、マイナンバーを利用して課税地に情報連携を行います。DVで避難しているなどのご事情があり、課税地への情報連携を希望しない場合は、申請書のご提出前に下記問合せ先までご連絡ください。

## 7 その他

申請内容に変更が生じた場合は、速やかに学務課幼稚園係まで申し出てください。

変更の内容により、状況に応じた添付書類等をご案内します(届出が必要な例:就労状況の変更(退職・勤務時間・日数など勤務要件の変更等)、世帯構成員の変更(婚姻・離婚等)、振込口座の変更等)。

幼稚園に関連する情報は、区のホームページでも公開しています。

トップページ > 暮らしの情報 > 入園・入学 > 幼稚園  
ページ番号: 1013091

